

MFJ 車両公認に関する規則

トライアル車両 限定規則

平成22年 1月 1日制定
令和 6年 1月 1日改定

第1条 公認制度

- 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）は、国内競技規則に基づき、車両の公認を行う。これは種目別に出場できる車両を指定し、競技の平等性、経済性および安全性を最低限確保することを目的とする。
- 本規則において公認とは、車両が国内競技に出場するための参加資格を認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

第2条 申請者の資格

車両公認申請を行う事のできる資格者は、MFJ特別会員、外国製品に関してはMFJ賛助会員である輸入代理店とする。

第3条 申請の方法

- 車両の公認申請は、各申請分類に従って行わなければならない。
 - 申請にあたっては、車両公認申請書様式－18①Dを使用し、諸元表様式－18②Tおよび添付書類様式－18②Cを提出すること。
 - 継続申請の場合は、**様式－18④**を提出すること。
- 申請締め切りは毎月 20 日必着とする。必要書類のもれがなく、締切日までにMFJ事務局にて受理された申請が同月のMFJ技術委員会にて審査される。

第4条 公認申請

トライアル車両における「公認車両」の定義：エンジン打刻およびフレーム打刻、フレーム打刻開始番号（変動数字以外）が同じである場合は、同一の車両とみなす。

1. 申請分類

公認申請の分類は次の通りとする。

1) 新型申請

新たに開発された車両またはMFJ公認車両として初めて登録する車両を申請する場合。
また、フレーム型式またはエンジン型式の変更がある場合は、新型申請に含まれる。

2) 正常進化申請

同一型式（フレーム＋エンジン）の年度モデル。
サイズまたは性能に影響を及ぼす諸元の変更がある場合。

※特別公認車両の正常進化申請は認めない。

3) 継続申請

すでに公認されている車両の有効期限が満了する前に、引き続き公認を継続する場合。

※インポーターが変更になる場合は、新たなインポーターが公認車両申請書並びに誓約書を提出しなければならない。

※派生および追加申請車両は、ベース車両継続申請時に付随自動継続される。ベース車両継続申請時に、派生および追加申請車両がある場合は、申請書に記載すること。

4) 派生申請

すでに公認された車両と諸元および製造メーカーが同一で、打刻番号および型式（フレーム・エンジン）や名称（デザインや販売ブランド等を含む）が違う車両。

※申請者は、派生車両の元になる既に公認された車両と同一の申請者でなければならない。

※ベース車両の公認申請書類を添付すること。

※特別公認車両の派生申請は認めない。

5) 追加申請

すでに公認された車両と諸元が同一で、打刻番号の一部が変更または追加された場合。

※ベース車両の公認申請書類を添付すること。

※特別公認車両の追加申請は認めない。

2. 公認条件

1) 国産車両

FIM公認車両（公認キャブレター含む）は国内出荷台数に関わらず、自動的にMFJ公認車両として扱う。ただし公認申請の手続きを必要とし、申請にあたっては、車両公認申請書類を提出し、公認申請料を納付しなければならない。

国内向けトライアル車両は下記の最低台数が国内に出荷されていなければならない。

トライアル	スポーツ専用市販車	5台
	一般市販車両	250台

スポーツ専用市販車とはレース専用に使用される車両をいう。（但し、レースベース車両は除く）

※ロードレース、モトクロス、スーパー・モト、スノーモビルは別途定める。

2) 輸入車両

MFJ特別会員のメーカー（国産の場合）および賛助会員である輸入代理店は下記①②いずれかの条件を満たすことによって公認申請を行うことが出来る。公認申請は、車両公認申請書類に輸入証明書（通関証明書可）、車体ナンバーを付して申請しなければならない。

① 最低輸入台数

トライアル	スポーツ専用市販車	2台
	一般市販車両	2台

※ロードレース、モトクロス、スーパー・モト、スノーモビルは別途定める。

② 車両メーカーの出荷証明

車両メーカーから世界市場を対象に50台以上生産したマスプロモデルであることを証明する証明書を添付する。これにより上記①表の最低輸入台数は問わない。

3) 特別登録車両

MFJ技術委員会にて特別に登録認められた車両。特別車両の国内出荷台数は問わない。

第5条 公認審査

公認審査はMFJ技術委員会が行い、その委員会は原則として毎月第4火曜日に開催される。

公認制度の目的である平等性、経済性および安全性に著しく逸脱すると認められた場合、または例外的処置について、MFJ技術委員会は公認の可否についての決定権を有する。

第6条 公認発効と有効期限

1. 一般市販車で、すでに発売されている車両は、会議日から10日後の同日付けで公認発効する。
発売日が会議日以降の場合は、発売日の10日後の同日付けで公認発効する。

2. スポーツ専用市販車の場合で、すでに発売されている車両は、会議日の翌日付けで公認発効する。
発売日が会議日以降の場合は、発売日の翌日付けで公認発効する。

3. 特別登録車両は、会議日の翌日付けで公認発効する。

4. 公認が失効した車両は継続申請が出来る。

5. 公認車両の有効期限

1) 新規申請の有効期限

公認の有効期限は発効年を含み10年間とし、10年目の12月末日までとする。

2) 継続申請の有効期限

有効期限は5年間とし、実際の供給が可能な限り継続申請が出来る。

- 3) 派生申請車両の公認の有効期限
ベース車両の有効期限と同一とする。
6. 公認が失効した車両を再度継続申請する場合、非継続期間分の公認料も収めることによって再継続申請することが出来る。
7. 上記に関してMFJ技術委員会が特に認めた場合、例外処置をとる場合がある。

第7条 公認申請料の納付

公認申請料は下記のとおりとし、公認申請時にMFJに納付しなければならない。
※公認申請料は別途定める。(2024年1月改定)

第8条 公認車両の途中部品変更（プロダクトアップデート）

車両メーカーが何らかの理由により不具合対策を余儀なくされ、部品の変更や改造を行った場合、その部品変更や改造が当該車両の参加クラスに定められた規則に抵触しない、または性能向上を目的としない範疇であれば、変更申請を行うことにより量産途中での部品変更が認められる。
その場合、車両メーカーはMFJ技術委員会に変更申請を行い、審査され承認を受けなければならぬ。部品変更申請には以下の証明が必要である。

1. 変更理由
2. 変更内容（必要に応じ図面提出）
3. 旧部品番号と新部品番号
4. 部品変更実施時期と実施方法
5. 旧部品と新部品の互換性の有無

附 則

本規則はトライアル車両に限定され期限付き特別規則とし、
令和6年（2024年）1月1日から施行する。

<規則制定・改定履歴>
平成22年 1月 1日制定
平成26年 4月 1日改定
平成27年 1月28日改定
平成28年 9月13日改定
平成28年10月27日改定
平成29年 3月 7日改定
平成29年 6月 8日改定
平成29年10月24日改定
令和5年5月15日改定
令和5年5月31日改定
令和5年11月20日改定
令和6年 1月 1日改定